

税関前歩道橋リニューアル事業

優先交渉権者選定基準

令和6年9月

神 戸 市

目 次

1. 総則.....	1
2. 優先交渉権者の選定方法及び手順.....	1
2.1 優先交渉権者の選定方法.....	1
2.2 優先交渉権者の選定手順.....	1
2.3 競争参加資格の審査.....	2
2.4 技術提案の評価.....	2
2.4.1 技術提案の評価の実施.....	2
2.4.2 技術提案の履行義務.....	2
2.4.3 評価項目及び配点.....	3

1. 総則

本優先交渉権者選定基準（以下「本基準」という。）は、神戸市（以下「本市」という。）が計画する「税関前歩道橋リニューアル事業」（以下「本事業」という。）の優先交渉権者を選定するための方法及び評価基準等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

2. 優先交渉権者の選定方法及び手順

2.1 優先交渉権者の選定方法

募集要項「2.3 募集手続き」に示す参加資格審査に基づき、競争参加資格を有すると認められた者に対して、技術提案書類の提出を求め、これらの者の中から優先交渉権者を選定する。

2.2 優先交渉権者の選定手順

優先交渉権者を選定するまでの手順は、図 2-1 のとおりとする。

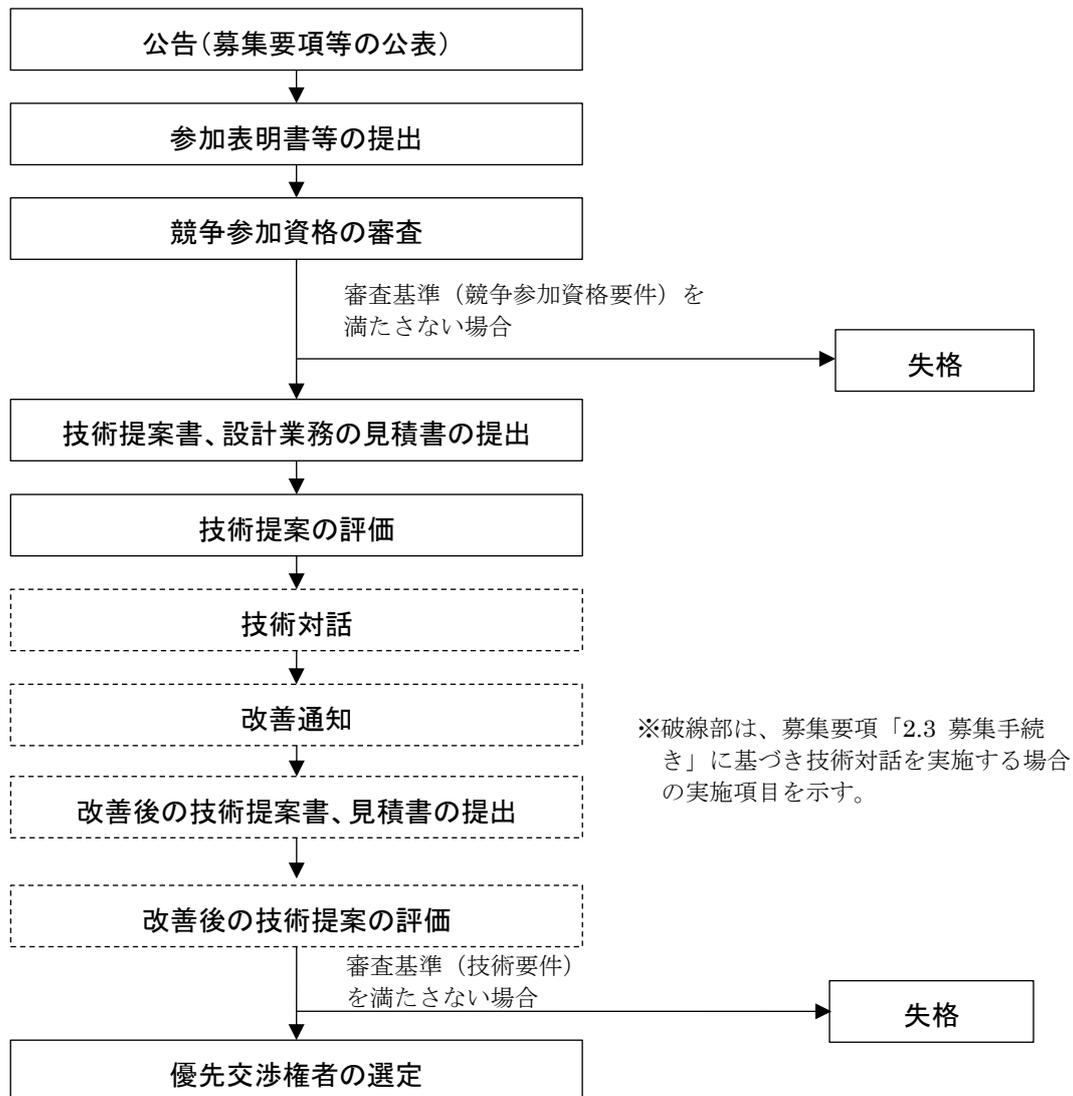


図 2-1 優先交渉権者の選定手順

2.3 競争参加資格の審査

実施方針（案）「2.5 事業者選定及び落札者決定に関する事項」のとおりとする。

2.4 技術提案の評価

実施方針（案）「2.5 事業者選定及び落札者決定に関する事項」のとおりとする。

なお、後述の表 2 1 に示す評価基準に基づく合計評価点が最も高い応募者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより選定する。この場合、当該応募者がくじを引かない場合は、本件事務に関係のない本市の職員がくじを引いて優先交渉権者を選定する。

優先交渉権者として選定した応募者には、書面により通知する。

また、優先交渉権者に選定されなかった応募者のうち、審査基準を満たす応募者に対しては、交渉権者として選定された旨及び順位を書面により通知する。

2.4.1 技術提案の評価の実施

本市は、技術提案書に対して、次項に示す評価項目及び配点を基に採点を行い、優先交渉権者を選定する。

なお、優先交渉権者の選定においては、品確法第 18 条の規定により、本市が設置する事業者選定委員会において、技術審査に対する意見を聴取する。

2.4.2 技術提案の履行義務

優先交渉権者が提案した手法は、設計業務において検討することとし、その検討の実施に対して履行義務を課すものとする。

また、設計業務における本市との協議を踏まえ、検討結果の実構造への採用を判断し、設計成果に反映する。

2.4.3 評価項目及び配点

技術提案では、既設計における基本コンセプトを踏襲しつつ、事業課題の解決に資する高度な設計、製作・施工技術を実現する観点からテーマを設定している。

技術提案の評価項目は、下記①～⑤の内容とし、具体的な評価基準及び配点は表 2-1 に示すとおりとする。

①事業に関する理解度

②特殊な上部構造の出来形管理及び品質管理に関する提案能力

- ・当歩道橋は、低桁高、曲線桁という特徴を有しており、ねじれ変形や架設時の変位等が生じやすい形状で計画されている。このため、製作、施工時の出来形管理や品質管理に有効な構造に関する設計時の検討手法について提案を求める。

③維持管理に備えた配慮に関する提案能力

- ・当歩道橋は、ケーブルによる吊構造特有の部材が多数存在し、かつ低桁高で箱桁内部が狭隘となり桁下空間に余裕がない等、点検・補修がしにくい構造が想定される。このため、ライフサイクルコスト（イニシャルコスト、ランニングコスト）の縮減や点検・補修に配慮した構造に関する設計時の検討手法について提案を求める。

④第三者への影響軽減に関する提案能力

- ・当歩道橋は、重交通の国道 2 号及びフラワーロードを跨ぐ横断歩道橋であるため、既設橋の撤去及び上部工架設時の交通規制期間、規制範囲を最小に抑えることが重要となるため、税関前交差点の通行止めや車線規制の影響低減に資する施工計画の検討手法について提案を求める。
- ・重交通路線であるため、規制時間内で確実な閉合完了などスケジュールの厳密な管理が求められるため、地組、運搬、架設時の各段階における安全性・確実性確保に資する架設計画の検討手法について提案を求める。
- ・市役所 2 号館再整備など三宮周辺地区の再整備や、新港突堤西地区ウォーターフロントエリアの大規模アリーナ開業などが予定されており、今後、税関線を利用する歩行者・自転車利用が増大することが見込まれる。そのような状況下で、両地区の結節点である国道 2 号に架かる税関前交差点での施工にあたり、歩行者・自転車利用者の安全性や経路確保のための施工計画の検討手法について提案を求める。

⑤地域への配慮に関する提案

- ・地域住民や道路・歩道利用者への工事影響に関する周知方法や地域貢献（地場材の使用や地元企業への下請け比率等）に関する提案を求める。

表 2-1 評価項目及び配点

評価項目		評価基準		配点
事業に関する理解度 (様式第 4-1 号:A3 版 片面 2 枚)		条件・課題等	業務目的、現地条件、与条件、提案内容の適用上の課題、不確定要素などについて、適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたっての理解度が高い。	10 点
		実施手順 及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合。 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合。 ・本業務の内容、規模に対して十分(具体的)な実施体制が確保されている場合。	10 点
主たる事業課題に関する提案能力	①特殊な上部構造の出来形管理及び品質管理に関する提案能力 (様式第 4-2 号:A3 版片面 2 枚)	的確性	構造の検討方法が以下である場合に評価する。 ・製作、施工時の出来形管理、品質管理に有効な工法、構造(桁高、道路計画高、主桁分割数、複合構造の採用、等)の提案がある場合	30 点
		実現性	上記の提案内容の実現性が以下である場合に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	
	②維持管理に備えた配慮に関する提案能力 (様式第 4-3 号:A3 版片面 2 枚)	的確性	構造の検討方法が以下である場合に評価する。 ・ライフサイクルコスト(イニシャルコスト及びランニングコスト)の縮減に有効な工法、構造(桁高、道路計画高、主桁分割数、複合構造の採用、等)の提案がある場合 ・点検や補修において、設計段階から維持管理性(点検や補修のし易さ)に配慮した構造や工法の検討について有効な提案がある場合	30 点
		実現性	提案内容の実現性について以下である場合に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	
	③第三者への影響軽減に関する提案能力 (様式第 4-4 号:A3 版片面 2 枚)	的確性	施工計画の検討方法が以下である場合に評価する。 ・税関前交差点での施工において、設計段階から通行止めや車線規制による周辺交通への影響や、隣接する阪神高速道路との近接影響を低減するための工法や施工管理の検討について有効な提案がある ・税関線での施工において、設計段階から国道2号の南北横断や新港突堤西地区の大規模イベント開催時の歩行者動線での安全性や経路確保のための施工計画の検討について有効な提案がある。	20 点
		実現性	提案内容の実現性について以下である場合に評価する。 ・提案内容に説得力がある場合 ・提案された内容について、実施事例、類似事例の記載があり、提案に具体的な裏付けがある場合	
地域への配慮に関する提案 (様式第 4-5 号:A3 版 片面 1 枚)		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や道路・歩道利用者への工事影響に関する周知方法の提案 ・地域貢献(地場材の使用や地元企業への下請け比率等)に関する提案 		10 点
計				110 点